

特例退職被保険者資格取得申請について

注) 令和 6 年 12 月 2 日より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。
今後の病院受診・薬局利用にあたっては、マイナ保険証のご利用をお願いします。

※「マイナ保険証」・・・健康保険証の利用登録をしたマイナナンバーカード

※「資格確認書」・・・現行の健康保険証と同等の内容が記載されたもので、健康保険証の代わりとして医療機関を受診できます。原則、マイナ保険証を利用することが出来ない方に交付されます。

1. 手続きの流れ

資格取得要件を満たしてから 3 ヶ月以内に申請書をご提出ください。

①申請書の提出(BIPROGY 健保 HP からダウンロードできます。)

- ・「[健康保険特例退職者被保険者資格取得申請書](#)」(4 ページ目)
- ・「[預金口座振替依頼書](#)」
- ・その他の書類(「特例退職被保険者資格取得申請書類一覧」(3 ページ目)をご覧ください)

②当組合で加入手続き後、初回保険料納付書を自宅に郵送しますので期日までにお振込みをお願いいたします。

※資格情報が更新されるまでの期間に医療機関を受診される場合、医療費を全額(10割)立替えて頂き、後日、医療機関窓口で精算出来るかご確認ください。
医療機関で精算できない場合、当組合に請求可能です。

2. 保険料の納付方法について

保険料の納付は、毎月納付方式・半期前納方式・年間一括方式から選択し、「特例退職被保険者資格取得申請書」に記入してください。

(例) 4 月より新規加入した場合の前納保険料額

前納を選択した場合、割引となりますが、初回の 1 ヶ月は割引対象外となります。

保険料納付方法	65 歳未満の方および特定被保険者※注 (介護保険料あり)	65 歳以上の方(介護保険料なし) 特定被保険者※注は除く
A 毎月納付方式	28,080 円(1 か月分)	23,400 円(1 か月分)
B 半期前納方式	167,111 円(前期) + 166,566 円(後期)	139,260 円(前期) + 138,805 円(後期)
C 1 年前納方式	330,977 円(1 年分)	275,815 円(1 年分)

※注 特定被保険者とは 40 歳未満もしくは 65 歳以上の方で、40 歳以上 65 歳未満の被扶養者を有している方となります。

注) 年度の途中から加入する方が前納を選択した場合、当年度は 3 月末までの支払いとなり、次年度から 6 か月分または 1 年分となります。

< 口座振替日 >

A 毎月納付方式：毎月 23 日(翌月分保険料)

B 半期前納方式：毎年 3 月 6 日(前期：4 月～9 月分)、9 月 6 日(後期：10 月～翌年 3 月分)

C 一年前納方式：毎年 3 月 6 日(4 月～翌年 3 月分)

* 金融機関休業日の場合は翌営業日

- ✓「自動振替」を選択した方も口座振替が開始出来るまでの保険料(毎月払いを選択した場合は2か月分)は振り込みとなります。
- ✓「初回分の保険料が正当な理由なく納付期限までに納付されないときは、申請の日に遡って申請は無効となりますので、必ず納付期限までにお振込みください。」

～ご注意ください～

特例退職被保険者の保険料は国民健康保険と違い、ご本人の収入によって算定されるものではありませんので、国民健康保険の方が安くなる場合もあります。

3. 資格喪失事由：以下に該当した場合は、特例退職被保険者の資格を失います。

- ① 後期高齢者医療制度の該当となったとき(75歳の誕生日を迎えたとき)
 - ② 65歳以上 75歳未満で後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けて後期高齢者医療制度の該当となったとき
 - ③ 再就職をして、その会社の健康保険被保険者となったとき
 - ④ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
 - ⑤ 被扶養者になったとき
 - ⑥ 日本国外に居住したとき
 - ⑦ 生活保護の対象となったとき
 - ⑧ 被保険者が死亡したとき(被扶養者も資格喪失になります)
 - ⑨ 被保険者が特例退職被保険者でなくなることを希望したとき
- ※①④以外の理由による資格喪失の際は喪失申出書の提出が必要です。

4. 扶養者の同居・別居について

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要で、同居・別居の有無、年間収入により判断されます。

同居の場合	・対象者の年収が被保険者の収入の2分の1未満
別居の場合	・対象者の年収が被保険者の収入の2分の1未満であり、その額が被保険者からの仕送額より少ない

◆扶養者が別居の場合の収入基準

被保険者と対象者(配偶者以外)が別居している場合、主としてその被保険者により生計を維持していることが必要となります。生計維持確認については、別居している対象者(配偶者以外)への仕送り実績をもって確認させていただきます。

- ・被保険者からの仕送り額が対象者(配偶者以外)の年間収入以上で、かつ最低送金額以上を毎月送金(手渡し不可)すること
- ・被保険者の年間収入から年間送金総額を差し引いた額が、被扶養者の被保険者からの送金額を含めた年間収入を下回らないこと

※被扶養者の収入にかかわらず、1カ月当たりの最低送金額は下記の通りとします。

- ・被扶養者1人の場合 6万円
- ・被扶養者2人の場合 9万円

以下被扶養者1人追加ごとに3万円ずつ加算します。

(注)上記の条件を満たしていれば、被扶養者として当然認定されるというものではありません。被保険者の経済的扶養能力や認定対象者の収入、生活実態等個々の具体的な事情を総合的に勘案し、認定作業を実施します。

5. 夫婦共同扶養(夫婦共働き)

夫婦がともに健康保険の被保険者であり、お子様を扶養する場合(夫婦共同扶養)は、原則として「年間収入の多い方」の被扶養者とするにとされており、以下のような取り扱いとします。

- ・被扶養者とすべき人数にかかわらず、被保険者の「年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方」の被扶養者とします。
- ・夫婦双方の年間収入の差額が「年間収入の多い方」の1割以内である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- ・「年間収入の多い方」が逆転した場合、年間収入が多くなった被保険者の加入する健康保険組合で扶養認定されることを確認したうえで、速やかに扶養異動の手続きを行って頂きます。

6. お問い合わせ先

電話 03-4579-1626

kenpo-nt-box@biprogy.com

加入登録完了後に、「資格情報のお知らせ」を「[健保マイページ](#)」に掲載します。

当組合 HP の「[健保マイページ](#)」に登録されているメールアドレスが、会社のメールアドレスになっている場合は、退職後も利用できるメールアドレスにご変更をお願いします。

また、「健保マイページ」にメールアドレスを登録されていない方は、必ずご登録いただきますようお願いいたします。

※「資格情報のお知らせ」…従来の健康保険証とは異なり、マイナ保険証には加入している健保組合名や記号・番号、資格取得年月日などの情報が記載されていません。オンラインでの資格確認が利用できない医療機関を受診する際などに、資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示することで受診することができますので、「健保マイページ」での閲覧・ダウンロードをお願いします。（「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません）なお、ご自身の医療保険の資格情報は政府のマイナポータルからも確認することができます。

以 上



マイナポータル
アクセス用 QR コード

特例退職被保険者資格取得申請書類一覧 (65 歳未満の年金を繰上げ請求する方)

NO	提出書類	被 保 険 者	被 扶 養 者	説 明
1	特例退職被保険者 資格取得申請書	○		必要事項を記入してご提出ください。
2	資格確認書(再)交付申請書	△	△	交付が必要な方はご提出ください。
3	預金口座振替依頼書	○		指定銀行口座は保険料の他、保養所利用料等の引き落とし先になります。
4	住民票	○	○	被保険者及び被扶養者の両方が記載されているもの。
5	課税または非課税証明書		○	18 歳以上の被扶養者がいる場合のみ、ご提出ください。
6	国民年金・厚生年金保険 年金証書の写し	○		「国民年金・厚生年金保険年金証書」の写しをご提出ください。
7	年金振込通知書 年金額改定通知書 厚生年金保険決定通知書 等の写し	○	○	現在受け取っている年金額または今後受け取る年金額のわかるものとして、直近の「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「厚生年金保険決定通知書」「制度共通年金見込額照会回答書」等の写しをご提出ください。被保険者分及び被扶養者分(年金受給している場合のみ)
8	健康保険資格喪失証明書 または、現在加入の国保 保険証・資格確認書のコピー 等資格が確認できるもの	○		年金受給権が発生してから現在までに加入していた健康保険の資格喪失証明書(資格取得日も記載されたもの)を全期間分ご用意ください。なお、現在国保加入の方については国保の資格が確認できる書類を提出してください。(注 1)BIPROGY 健保に加入されている方は提出不要です。
9	被扶養者状況届		○	18 歳以上の被扶養者 1 人につき 1 枚提出してください。状況に応じ必要添付書類もご提出ください。
10	扶養事情書		○	18 歳以上の被扶養者 1 人につき 1 枚提出してください。(配偶者、学生は除く)
11	被保険者の収入を証明 するもの	△		【被扶養者がいる方は提出必要】 扶養条件「被扶養者の収入が被保険者の 2 分の 1 未満」 であることを証明するものとして、被保険者本人の今後の収入がわかるもの(例えば、7 の「年金振込通知書」、「企業年金証書」等)を提出してください。
12	夫婦共同扶養 収入額確認表 (任継特例用)		△	配偶者が被保険者の扶養に入っていない場合は、ご提出ください。

<書類の入手先>

- NO. 1、2 次ページ以降をご覧ください。
- NO. 3 B I P R O G Y 健康保険組合ホームページ → [各種申請書](#)よりダウンロードください。
- NO. 4、5 市区町村役所にて入手してください。
- No. 6 年金の裁定請求後、日本年金機構よりご自宅に送付されます。
- No. 9、10 B I P R O G Y 健康保険組合ホームページ → [各種申請書](#)よりダウンロードください。

<書類の提出先>

メールコード A05-S

郵送の場合 〒135-8560 東京都江東区豊洲 1 - 1 - 1 B I P R O G Y 健康保険組合

<お問い合わせ先> kenpo-nt-box@biprogy.com tel : 03-4579-1626

B I P R O G Y 健保特例退職被保険者資格取得申請書

健 保 記入欄	特例退職被保険者証記号番号		資 格 取 得 年 月 日		常務理事	事務長	課長	担当者
	7 0 1		令和	年 月 日				

B I P R O G Y 健康保険組合理事長 殿

1. 特例退職被保険者申請

フリガナ		生 年 月 日	性 別	在 職 時 の 記 号 番 号		退 職 時 に 所 属 し て い た 事 業 所 名
申 請 者 氏 名						
		昭和	年 月 日	男 女	(連絡先)	
住民票住所	〒 —					
	Tel: () mail: @					
居所住所	〒 — 上記の住民票住所と同じ場合は記入不要					
BIPROGY 健康保 険組合の被保険者 であった事項	資 格 取 得 (入 社 日)		資 格 喪 失 (退 職 翌 日)		標 準 報 酬 月 額	
	昭和 平成 年 月 日		平成 令和 年 月 日		千円	
被用者年金の 受給権	年 金 支 給 者	年 金 の 種 類	受 給 権 取 得 年 月		厚生年金の被保険者期間	
	厚生労働大臣	老 齢 年 金	年 月		年 ヶ月	

2. 被扶養者申請

フリガナ	性 別	被扶養者生年月日	続柄	住居	収入	収入の額 (年収)
被 扶 養 者 氏 名						
	男 女	昭和 平成 令和 年 月 日		同居 別居	有 無	万円
	男 女	昭和 平成 令和 年 月 日		同居 別居	有 無	万円
	男 女	昭和 平成 令和 年 月 日		同居 別居	有 無	万円
	男 女	昭和 平成 令和 年 月 日		同居 別居	有 無	万円

3. 指定銀行 (本人名義)

銀 行 名	銀 行 ・ 信 用 金 庫 信用組合			本店・支店 出張所	※ 預金口座振替依頼書と同じ 口座を記入してください。	
金融機関番号	店舗番号	預金種類	口座番号(右詰でご記入ください)			※ 給付金は指定銀行に振込 いたします。 (支給日は毎月 25 日)
		普通 当座				

4. 保険料納付方法 (いずれか 1 つをお選びください) *前納の場合は割引があります。

A 毎月支払う	: 毎月上記口座より自動引き落としする。
B 半期分の前納	: 6ヶ月分ずつまとめて納付する。前期 4月～9月分、後期 10月～翌年 3月分。
C 1年分の前納	: 1年分ずつまとめて納付する。4月～翌年 3月分、但し、加入年については加入月から 3月分までとなる。

5. 緊急連絡先 (日中連絡の取れるところを必ず 2ヶ所ご記入ください。ご自分または家族の携帯電話でも結構です。)

連 絡 先 ①		電話番号	
連 絡 先 ②		電話番号	

(ここで知り得た個人情報は、当組合のプライバシーポリシーに従い、健康保険業務以外には使用いたしません)

BIPROGY健保特例退職被保険者資格取得申請書

記入例

退職被保険者証記号番号	資格取得年月日	常務理事	事務長	課長	担当者
01	令和 年 月 日				

在職中の氏名コードになります

BIPROGY健康保険組合理事長 殿

1. 特例退職被保険者申請

フリガナ 申請者氏名	生年月日	性別	在職時の記号番号	退職時に所属していた事業所名
コウトウ タロウ 江東 太郎	昭和33年 5月 1日	男 女	101 123456	BIPROGY株式会社 (連絡先) 26566
住民票住所	〒123-4567 東京都港区新橋1-2-3 Tel 03(5555)6677			
居所住所	〒 ー 上記の住民票住所			
BIPROGY健康保険組合の被保険者であった事項	資格取得(入社日)	資格喪失(退職翌日)	標準報酬月額	
	平成 4月 1日	令和 6年 2月 1日	340 千円	
	年金の種類		受給権取得年月	厚生年金の被保険者期間
	老齢年金		R5年 5月	年 ヶ月

退職後、期間をあげずに加入する場合のみ。
給与明細で確認のうえ、ご記入ください。

ご加入後に住民票住所・居所住所を変更される場合は「住所変更届」をご提出ください。

2. 被扶養者申請

フリガナ 被扶養者氏名	性別	被扶養者生年月日	続柄	住居	収入	収入の額(年収)
コウトウ ハナコ 江東 花子	男 女	昭和 年 月 日	妻	同居 別居	有 無	62万円
		月 日		同居 別居	有 無	万円
		月 日		同居 別居	有 無	万円

年金証書の上段に記載されている「受給権を取得した年月」

年金証書未入手の場合は年金受給が始まる年の誕生日が属する月

ゆうちょの場合は銀行名の箇所にゆうちょと記入し、金融機関番号は不要です。店舗番号3桁に店名(店番)を、口座番号欄に口座番号をご記入ください

3. 指定銀行(本人名義)

銀行名	みずほ	銀行・信用金庫 信用組合	〇〇〇	本店・支店 出張所
金融機関番号	店舗番号	預金種類	口座番号(右詰でご記入ください)	
0001	123	普通 当座	1234567	

※ 預金口座振替依頼書と同じ口座を記入してください。

※ 給付金は指定銀行に振込いたします。
(支給日は毎月25日)

4. 保険料納付方法(いずれか1つをお選びください) *前納の場合は割引があります。

A 毎月支払う	毎月上記口座より自動引き落としする。
B 半期分の前納	6ヶ月分ずつまとめて納付する。前期4~9月分、後期10~翌年3月分。
C 1年分の前納	1年分ずつまとめて納付する。4~翌年3月分、但し、加入年については加入月から3月分までとなる。

5. 緊急連絡先(日中連絡の取れるところを必ず2ヶ所ご記入ください。ご自分または家族の携帯電話でも結構です。)

連絡先①	本人の携帯電話	電話番号	090-1234-3333
連絡先②	妻の携帯電話	電話番号	080-1234-5555

(ここで知り得た個人情報は、当組合のプライバシーポリシーに基づき健康保険業務以外には使用いたしません)

保険料引落とし不備等、健康保険組合よりご連絡させていただくことがあります。ご対応いただける電話番号をご記入ください。

(ここで知り得た個人情報は、当組合のプライバシーポリシーに従い、健康保険業務以外には使用いたしません)

(見本)

<見本>

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 老齢 基礎年金番号 年金コード

受給者の氏名

受給者の生年月日 昭和 年 月 日 受給権を取得した年月 平成 年 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣



厚生年金保険 年金決定通知書

年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 老齢 厚生年金 厚生年金保険法 2 第 8 条の

1. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月 平成 年 月		0	0		0
支給停止理由	01	支給停止期間	平成 年 月～	年 月まで	

2. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	400 月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄復帰期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの被内職又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の被内職又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの被内職であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の被内職であった厚生年金基金期間	月	円

3. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者 配偶者 (区分) 子 人
遺族加算区分

[国民年金 年金決定通知書

年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文

基礎年金 国民年金法 第 条の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	加算額対象者 人

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の 保険料 納付済期間 等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)	
	納付	月 ()	厚生年金保険	月 ()		月 ()
(付加)	月4分の1免除	月 ()	共済組合	月 ()		
	半額免除	月 ()				
	月4分の3免除	月 ()				
	金額免除	月 ()				

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の()内の月数は平成21年4月以降の月数です。

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

障害の等級	級 号
診断書の種類	
次回診断書提出年月	年 月

103

平成 年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので
通知します。

厚生労働大臣

